

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 11 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第 9 号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和 51 年鳥取県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育相談員) 第33条の3 略</p> <p><u>(実習教諭)</u> <u>第33条の4 学校に、実習教諭を置くことができる。</u> <u>2 実習教諭は、上司の命を受け、実験又は実習につ</u> <u>いて、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たる。</u> <u>3 実習教諭は、実習助手の中から、教育委員会がこ</u> <u>れを命ずる。</u></p>	<p>(教育相談員) 第33条の3 略</p>

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。